

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年2月4日(2025.2.4)

【公開番号】特開2020-203894(P2020-203894A)

【公開日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-052

【出願番号】特願2020-135954(P2020-135954)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/17(2006.01)	10
C 1 2 N 15/63(2006.01)	
C 1 2 N 15/86(2006.01)	
C 1 2 N 15/861(2006.01)	
C 1 2 N 15/869(2006.01)	
C 1 2 N 15/863(2006.01)	
C 1 2 N 15/867(2006.01)	
C 1 2 N 15/864(2006.01)	
A 6 1 P 43/00(2006.01)	
A 6 1 P 9/04(2006.01)	
A 6 1 P 9/00(2006.01)	20
A 6 1 P 9/10(2006.01)	
A 6 1 P 29/00(2006.01)	
A 6 1 P 31/00(2006.01)	
A 6 1 P 17/02(2006.01)	
A 6 1 P 39/02(2006.01)	
A 6 1 P 21/00(2006.01)	
A 6 1 P 35/00(2006.01)	
A 6 1 P 19/02(2006.01)	
A 6 1 P 17/06(2006.01)	
A 6 1 P 27/02(2006.01)	30
A 6 1 P 7/02(2006.01)	
A 6 1 P 17/00(2006.01)	
A 6 1 P 1/04(2006.01)	
A 6 1 K 45/00(2006.01)	
A 6 1 K 48/00(2006.01)	
A 6 1 K 39/395(2006.01)	
A 6 1 K 35/76(2015.01)	
A 6 1 K 35/761(2015.01)	
A 6 1 K 35/763(2015.01)	
A 6 1 K 35/766(2015.01)	40
C 1 2 N 15/12(2006.01)	
C 0 7 K 14/47(2006.01)	
C 0 7 K 16/18(2006.01)	

【F I】

A 6 1 K 38/17	
C 1 2 N 15/63	Z Z N A
C 1 2 N 15/86	Z
C 1 2 N 15/861	Z
C 1 2 N 15/869	Z
C 1 2 N 15/863	Z

C 1 2 N 15/867	Z	
C 1 2 N 15/864	1 0 0 Z	
A 6 1 P 43/00	1 0 7	
A 6 1 P 43/00	1 0 5	
A 6 1 P 9/04		
A 6 1 P 9/00		
A 6 1 P 9/10		
A 6 1 P 29/00		
A 6 1 P 31/00		
A 6 1 P 17/02		10
A 6 1 P 39/02		
A 6 1 P 21/00		
A 6 1 P 35/00		
A 6 1 P 29/00	1 0 1	
A 6 1 P 19/02		
A 6 1 P 17/06		
A 6 1 P 27/02		
A 6 1 P 7/02		
A 6 1 P 43/00		
A 6 1 P 9/10	1 0 1	20
A 6 1 P 17/00		
A 6 1 P 1/04		
A 6 1 K 45/00		
A 6 1 P 9/10	1 0 3	
A 6 1 K 48/00		
A 6 1 K 39/395	D	
A 6 1 K 39/395	E	
A 6 1 K 39/395	N	
A 6 1 K 39/395	T	
A 6 1 K 35/76		30
A 6 1 K 35/761		
A 6 1 K 35/763		
A 6 1 K 35/766		
C 1 2 N 15/12		
C 0 7 K 14/47		
C 0 7 K 16/18		

【誤訳訂正書】

【提出日】令和7年1月23日(2025.1.23)

【誤訳訂正1】

40

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬の製造のための、N末端に1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、15、20、25、または30個のアミノ酸の欠失を有する配列番号2のアミノ酸配列を含むタンパク質または該欠失を有する配列番号2の変異体の使用であって、該変異体は、該欠失を有する配列番号2と少なくとも99%の配列同一性を有し、

50

該医薬が、

- (i) 心臓の虚血、心臓の再灌流傷害、心臓の機械的負荷、心筋梗塞、および心不全からなる群から選択される疾患を治療する；
 (ii) 左心室収縮機能を改善する；または
 (iii) 心筋細胞をアポトーシスから保護することにおいて使用するためのものである、使用。

【請求項2】

医薬の製造のための、請求項1に記載のタンパク質または変異体をコードする核酸の使用であって、

該医薬が、

- (i) 心臓の虚血、心臓の再灌流傷害、心臓の機械的負荷、心筋梗塞、および心不全からなる群から選択される疾患を治療する；
 (ii) 左心室収縮機能を改善する；または
 (iii) 心筋細胞をアポトーシスから保護することにおいて使用するためのものである、使用。

10

【請求項3】

医薬の製造のための、請求項2に記載の核酸を含むベクターの使用であって、

該医薬が、

- (i) 心臓の虚血、心臓の再灌流傷害、心臓の機械的負荷、心筋梗塞、および心不全からなる群から選択される疾患を治療する；
 (ii) 左心室収縮機能を改善する；または
 (iii) 心筋細胞をアポトーシスから保護することにおいて使用するためのものである、使用。

20

【請求項4】

ベクターが以下からなる群から選ばれる請求項3に記載のベクターの使用：プラスミドベクター；コスミドベクター；ファージベクター、ウイルスベクターおよび細菌胞子。

【請求項5】

- (i) ウイルスベクターが、アデノウイルスベクター、アデノ隨伴ウイルス(AAV)ベクター、アルファウイルスベクター、ヘルペスウイルスベクター、麻疹ウイルスベクター、ポックスウイルスベクター、水疱性口内炎ウイルスベクター、レトロウイルスベクターおよびレンチウイルスベクター；またはウイルス様粒子であるか、または
 (ii) ファージベクターが、ラムダファージまたは糸状ファージベクターである、
 請求項4に記載のベクターの使用。

30

【請求項6】

請求項2に記載の使用または請求項3～5のいずれかに記載の使用であって、

該医薬が、

- (i) 心臓の虚血、心臓の再灌流傷害、心臓の機械的負荷、心筋梗塞、および心不全からなる群から選択される疾患を治療する；
 (ii) 左心室収縮機能を改善する；または
 (iii) 心筋細胞をアポトーシスから保護することにおいて使用するためのものである、使用。

40

【請求項7】

医薬が、経口、静脈内、粘膜内、動脈内、筋肉内、または冠動脈内経路を介する投与のために製剤化される、請求項6に記載の使用。

【請求項8】

医薬が、再灌流療法の前、後またはそれと同時に投与するために製剤化される、請求項6または7に記載の使用。

【請求項9】

該投与が1またはそれ以上のボーラス注射および／または注入によるものである、請求項8に記載の使用。

50

【請求項 10】

a) N末端に1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、15、20、25、または30個のアミノ酸の欠失を有する配列番号2のアミノ酸配列を含むタンパク質または該欠失を有する配列番号2の変異体であって、該変異体は、該欠失を有する配列番号2と少なくとも99%の配列同一性を有する、タンパク質または変異体

b) a)のタンパク質または変異体をコードする核酸、または

c) b)の核酸を含むベクター、

および適切な医薬的賦形剤を含む、医薬組成物であって、

該医薬組成物が、

(i) 心臓の虚血、心臓の再灌流傷害、心臓の機械的負荷、心筋梗塞、および心不全からなる群から選択される疾患を治療する；

(ii) 左心室収縮機能を改善する；または

(iii) 心筋細胞をアポトーシスから保護する

ことにおいて使用するためのものである、医薬組成物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0098

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0098】

10

本発明の好ましい態様において、該ベクターはウイルスベクターである。適切なウイルスベクターには、限定されるものではないが、アデノウイルスベクター、アデノ隨伴ウイルス(AAV)ベクター、アルファウイルスベクター、ヘルペスウイルスベクター、麻疹ウイルスベクター、ポックスウイルスベクター、水疱性口内炎ウイルスベクター、レトロウイルスベクター、およびレンチウイルスベクターが含まれる。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0099

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

30

【0099】

本発明の特に好ましい態様において、該ベクターはアデノウイルスまたはアデノ隨伴ウイルス(AAV)ベクターである。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0133

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0133】

40

本発明のこの局面の好ましい態様において、ベクターはウイルスベクターである。適切なウイルスベクターには、限定されるものではないが、アデノウイルスベクター、アデノ隨伴ウイルス(AAV)ベクター、アルファウイルスベクター、ヘルペスウイルスベクター、麻疹ウイルスベクター、ポックスウイルスベクター、水疱性口内炎ウイルスベクター、レトロウイルスベクター、およびレンチウイルスベクターが含まれる。転移 さらに、第9の局面において、本発明は、血管新生が疾患の発現または進行の一因となる疾患を治療または予防するための、第6の局面の阻害剤、第7の局面の核酸、または第8の局面のベクター、および所望により適切な医薬的賦形剤を含む医薬組成物を提供する。この医薬組成物は、本発明の第5の局面で記載の成分のいずれかも含みうる。

50